

自分のために、家族のために。

清里社協の

けんりょうごじぎょう

権利擁護事業

日常生活自立支援事業
法人後見事業
安心・預かりサービス事業

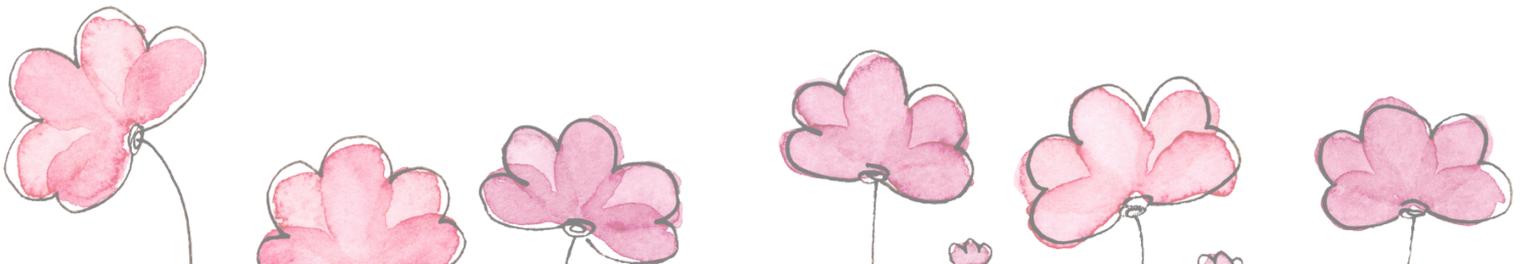
だれもが住み慣れた地域で
安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり

 社会福祉法人 清里町社会福祉協議会

〒099-4405

清里町羽衣町35番地35 保健センター内

電話 0152-22-4840



Q どういうときに利用するのですか？

お母さん、お父さんが・・・

- ・よくわからないまま、いらぬものを買わされている。
- ・消費者金融からの借金を繰り返しているようだ。

自分が・・・

- ・加齢にともなって判断能力に不安が出てきた。福祉サービスの手続きがわからない。
- ・ついつい支払いを忘れ、公共料金などを滞納してしまうことがある。
- ・自宅を売却したいが、自分で手続きを進めることに不安がある。

障がいや精神疾患のある子どもがいる・・・

- ・親亡き後の子どもの生活。どうしたらよいのかわからない。



このような時に利用できる事業です。

Q 清里社協では、どんな事業があるの？

清里町社会福祉協議会で利用できる、権利擁護に関する3つの事業をご紹介します。

【1. 日常生活自立支援事業】

北海道社会福祉協議会委託事業



判断能力に不安のある方が、社会福祉協議会と金銭管理を依頼する契約を結ぶことで利用できる制度で、以下のようなサービスが利用できます。

〈サービス内容〉

- 福祉サービス利用援助・・・福祉サービスについての情報提供や利用手続きの支援
- 日常的な金銭管理サービス・・・公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の引き出しなど、日常的なお金の管理のお手伝い
- 書類等の預かりサービス・・・定期預金通帳や、年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり

〈利用出来る方〉

- 日常生活上の判断に不安を感じている方

※医師による認知症の診断や、療育手帳・精神保健福祉手帳の有無は問いません。

～利用例～

- ・障がいと高齢のため、金銭管理が難しくなり、支払い先や金額などの把握が困難になってきたAさん。毎月1回ご自宅を訪問し、支援員と一緒に毎月のお支払いや生活費を確認しています。郵便物の確認や支払い、銀行からの払戻しのお手伝いを行いながら、Aさんが安心して暮らせるように支援しています。
- ・障がいのため、金銭管理や各種手続きが困難なBさん。月2回ご自宅を訪問し、困っていることはないか、障害福祉サービスの情報提供や利用手続きの支援、日常的なお金の確認を一緒にしています。

【 2. 成年後見制度（法人後見業務） 】

清里町委託事業

成年後見制度とは、病気や障がいなどで判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所に選ばれた個人や法人が、本人に代わり、契約や財産の管理などの法律行為を行う制度です。そのうち判断能力が不十分になったあとに申立てをし、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度を法定後見制度と言い、さらに法人が後見人等になることを法人後見と言います。

清里町社会福祉協議会ではこちらの法人後見業務を行っております。

●本人の判断能力に応じて、3つのタイプがあります。

それぞれ、後見人等（補助人、保佐人、後見人）が行える法律行為に違いがあります。

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることが出来る方	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等の同意が必要な行為	（注2）	民法13条1項所定の行為（注3）（注4）（注5）	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）（注1）（注3）（注5）
取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為（注2）	同上（注3）（注4）（注5）	同上（注3）（注5）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左（注1）

（注1）本人以外の方の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や、補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注2）成年被後見人が契約等の法律行為（日常生活に関する行為を除きます）をした場合には仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

（注3）民法13条第1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注4）家庭裁判所の審判より、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注5）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

（法務省民事局パンフレットより引用）

【3. 安心・預かりサービス事業】

清里町社会福祉協議会独自事業

本人または親族による適切な金銭管理ができない状態となった場合、清里町社会福祉協議会が本人または親族にかわって金銭管理等を行う事業です。

〈サービス内容〉

- 本人名義の預貯金通帳、印鑑、現金、自宅の鍵などの保管
- 金融機関での入出金、振込、振替、記帳手続
- 必要最低限の生計維持に必要な金銭の支払いなど



〈利用出来る方〉

清里町在住の高齢者・障がい者などで、本人または親族による適切な金銭管理ができない方で、以下に該当する方

- (1) 町内の病院や施設において一時的に入院や短期入所をしている方
- (2) 日常生活自立支援事業や成年後見制度利用予定の方
- (3) その他本会会長が特に認めた者

清里町社会福祉協議会は、保健センターの中にあります。



外観



玄関



事務所

玄関に入って、左側に事務所があります。ぜひお気軽にいらしてください。

清里町社会福祉協議会では「だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を基本目標としております。

心配ごとや困りごと、悩みごとなど、おひとりで悩まずに、お気軽にご相談ください。

事業の内容や制度についてのご質問や
利用方法、ご相談など
お気軽にお問合せください♪

社会福祉法人清里町社会福祉協議会

電話 0152-22-4840